令和７年（フ）第２４４９号
名古屋市天白区焼山２丁目816番地　ジュネールオオヤ203号、従前の住所名古屋市緑区徳重２丁目1701番地　ファミリアーレ徳重507号
破産者　木下　孔史
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２５８９号
名古屋市中村区名駅４丁目24番５号　第２森ビル401
破産者　ホリデイズ株式会社
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２６８１号
名古屋市千種区内山３丁目10番17号
破産者　株式会社エンビーコア
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第３２４２号
名古屋市中川区戸田３丁目1720番地
破産者　株式会社カワセ土木
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第１０６号
愛知県西尾市法光寺町住崎山２番地２
破産者　ヒロセスクリーン株式会社
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第２３号
三重県尾鷲市中村町９番６号
破産者　世古　登基
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

令和８年（フ）第１号
愛媛県今治市恵美須町二丁目４番地６グランドキャッスル701号
破産者　株式会社入船汽船
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所今治支部

令和８年（フ）第６１４号
東京都日野市新町２―15―８メゾンドゥレブ１号室
破産者　株式会社大和美装
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第８６５号
東京都昭島市玉川町４丁目９番32―403号
破産者　太田　淳司
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第７５７号
横浜市泉区和泉中央北２丁目29番27号
破産者　有限会社三友塗装工業
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６８号
三重県津市美里町家所154番地45
破産者　和田　　誠
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第８０号
三重県鈴鹿市算所一丁目５番12号　ＳＵＮＦＲＥＡ　Ａ棟302
破産者　佐々木隆太
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

令和７年（フ）第１５２１号
京都市中京区蛸薬師通烏丸西入橋弁慶町228番地
破産者　株式会社地域社会研究所
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第２７１号
京都府宇治市伊勢田町北山７番地の47
破産者　株式会社Ｂｅａｕｔｙ　Ｆｉｒｓｔ
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第２８４号
京都市右京区嵯峨天龍寺広道町20番地41
破産者　株式会社Ｐｈｏｔｏｇｅｎｉｃ　ＭＧ
1　決定年月日　令和８年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

令和７年（フ）第３５８号
鹿児島市西陵２丁目15番14号　Ｋコーポ101号
破産者　有馬　　宏
1　決定年月日　令和８年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第６１０号
東京都東久留米市滝山七丁目３番４号　スラック滝山201号室、開始決定時の住所鹿児島市易居町４番16号　友寄ビル501号
破産者　白石　孝志
1　決定年月日　令和８年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第２４号
鹿児島市武岡５丁目33番62―21号
破産者　池田万里子
1　決定年月日　令和８年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第５２号
鹿児島県出水市文化町550番地
破産者　伊東　信隆
1　決定年月日　令和８年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和８年（フ）第６２号
鹿児島県出水市高尾野町下高尾野3658番地１
破産者　出口　美佐子
1　決定年月日　令和８年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係